



# 100万円定期預金<ミリオくん> <ミリオくん2> <ミリオくん3> <ミリオくん5> <ミリオくん7> (インターネット専用)

2024年9月2日現在

1. 商品名	100万円上限定期預金 <ミリオくん> <ミリオくん2> <ミリオくん3> <ミリオくん5> <ミリオくん7> (インターネット専用)
2. ご利用いただける方	SBJダイレクトをご契約されている、日本国内に居住の18歳以上の個人のお客さま
3. 期間	<ミリオくん>・・・1年 <ミリオくん2>・・・2年 <ミリオくん3>・・・3年 <ミリオくん5>・・・5年 <ミリオくん7>・・・7年
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額/単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・ SBJダイレクトによる普通預金からのお振替</li><li>・ 当行ホームページからの口座開設〔定期預金(オンライン専用型)〕のお申込み</li><li>・ 1円以上100万円以下/1円単位</li></ul>
5. 満期時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自動継続利払型 お預入時と同一の元金、期間の本預金を自動的に継続作成します。</li><li>・ 自動解約型 満期日にあらかじめご指定いただいたご本人さま名義の円普通預金口座に元金および利息が自動で入金されます。</li></ul>
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ お預入時もしくは自動継続時の店頭表示利率を約定利率として満期日まで適用いたします。適用利率については店頭にお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。</li><li>・ 満期後に一括してお支払いいたします。</li><li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。</li></ul>
8. 税金	利子所得への課税・・・源泉分離課税20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取られる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%が適用されます。
9. 満期日以後の利息	書替日における、お預入期間に応じた当行所定の店頭表示利率となります。
10. 期日前解約時のお取扱い	原則として期日前解約はできません。当行がやむを得ないものと認め期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの利息は、期日前解約利率(別表)により利息計算を行います。
11. 取引における制限等	<ミリオくん> <ミリオくん2> <ミリオくん3> <ミリオくん5> <ミリオくん7> はそれぞれ、お一人様1口座のみといたします。
12. 預金保険制度	本預金は、預金保険の対象として同保険の範囲内で保護されます。
13. お問い合わせ先	コールセンター(0120-015-017)または、お近くの支店までお問い合わせください。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(別表)お預入期間に応じた期日前解約利率

<2021年4月以降にお預入れまたは、満期継続された本預金>

預入後 経過した期間	当初契約預入期間		
	1ヶ月以上3年未満	3年	3年超7年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上1年未満	預入時(または継続時) の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×20%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×10%
1年以上2年未満	預入時(または継続時) の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×30%
2年以上3年未満	預入時(または継続時) の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時) の店頭表示利率×40%
3年以上4年未満	-	-	預入時(または継続時) の店頭表示利率×50%
4年以上7年未満	-	-	預入時(または継続時) の店頭表示利率×70%

※「店頭表示利率」は、基準金利として設定している利率となります。

※上記にて算出した利率が普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用します。

<2021年3月31日までにお預入れまたは、満期継続された本預金>

預入後経過した期間	解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満 (<ミリオくん2>のみ)	約定利率×70%

※約定利率の50%に該当する利率が解約時に普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用いたします。